

平成 22 年 12 月 22 日

企業会計基準公開草案第 46 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）」

企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（平成 20 年 11 月 28 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第 20 号 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」</p> <p>平成 20 年 11 月 28 日 改正平成 XX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 20 号 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」</p> <p>平成 20 年 11 月 28 日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針</p> <p>適用時期</p> <p>9-2. <u>平成 XX 年改正の本会計基準は、平成 XX 年改正の企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の適用に合わせて、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p>	<p>適用指針</p> <p>適用時期 (新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>32. <u>(削 除)</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>四半期財務諸表における注記事項</p> <p>32. <u>企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」第 19 項(21)及び第 25 項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」として、企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 80 項に鑑み、企業結合などにより賃貸等不動産が前事業年度末と比較して著しく変動している場合には、四半期会計期間末における賃貸等不動産の時価及び四半期</u></p>

公開草案	現行
	<p><u>貸借対照表計上額を記載することとなる。</u></p>
<p>適用時期等</p> <p>33. 本会計基準では、企業の受入準備を考慮して平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとし、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することを原則とした。この場合、中間財務諸表に関しては、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の中間会計期間から適用されることとなる。</p> <p>なお、本会計基準を原則適用の事業年度以前の事業年度の期首から適用することも妨げられないため、例えば、平成 21 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用することができる。ただし、この際、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、第 32 項(平成 XX 年改正により削除)の注記事項が必要となることに留意する必要がある。</p>	<p>適用時期等</p> <p>33. 本会計基準では、企業の受入準備を考慮して平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとし、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することを原則とした。この場合、中間財務諸表に関しては、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の中間会計期間から適用されることとなる。</p> <p>なお、本会計基準を原則適用の事業年度以前の事業年度の期首から適用することも妨げられないため、例えば、平成 21 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用することができる。ただし、この際、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、第 32 項の注記事項が必要となることに留意する必要がある。</p>
<p>34. 審議の過程では、賃貸等不動産に関する注記事項は、管理状況等に応じて用途別、地域別等に区分して開示することができる(第 8 項参照)が、これはセグメント情報の開示にも関連するため、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用時期と合わせる実務上、受け入れやすいという意見もあった。</p> <p>しかし、当該区分は管理状況等に応じて行うことができるとしているものであること、また、当該意見を踏まえ期首からの適用とすると、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、第 32 項(平成 XX 年改正により削除)の注記事項が必要となることから、改正された金融商品会計基準と同様に、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとした。</p>	<p>34. 審議の過程では、賃貸等不動産に関する注記事項は、管理状況等に応じて用途別、地域別等に区分して開示することができる(第 8 項参照)が、これはセグメント情報の開示にも関連するため、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用時期と合わせる実務上、受け入れやすいという意見もあった。</p> <p>しかし、当該区分は管理状況等に応じて行うことができるとしているものであること、また、当該意見を踏まえ期首からの適用とすると、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、第 32 項の注記事項が必要となることから、改正された金融商品会計基準と同様に、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとした。</p>

公開草案	現行

以上